



## 一、相关新法令、新政策

### I 关于《中华人民共和国企业所得税法》公布后企业适用税收法律问题的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2007〕115号

【发布日期】2007-08-31

【提 示】根据该通知：

- n 《中华人民共和国企业所得税法》公布前已经批准设立的企业，是指在2007年03月16日前经工商等登记管理机关登记成立的企业，这些企业可以享受相应的过渡性税收优惠政策。
- n 2007年03月17日至2007年12月31日期间经工商等登记管理机关登记成立的企业，在2007年12月31日前，这些企业依照现行法律规定缴纳企业所得税；自2008年01月01日起，这些企业统一适用《中华人民共和国企业所得税法》及国务院相关规定，不享受过渡性税收优惠政策。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://61.175.199.26/zcfg/display.asp?aid=4177&cid=0>

### I 关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国税函〔2007〕946号

【发布日期】2007-08-31

【提 示】该批复对在中国境内无住所的个人担任中国境内企业的董事或高层管理人员(以下简称“企业高管人员”)，同时兼任中国境内、外的职务，其从中国境内、外收取的当月全部报酬不能合理地归属为境内或境外工作报酬的，如何计算其工资薪金所得应纳税个人所得税的问题进行了明确。具体内容如下：

## 一、関連する新法令、新政策

### I 「中華人民共和国企業所得税法」公布後に企業が適用する租税法律問題についての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2007〕115号

【発布日】2007-08-31

【コメント】本通知によると次の通りである。

- n 「中華人民共和国企業所得税法」の公布前にすでに設立を認可された企業とは、2007年3月16日までに工商等の登記管理機関の登記を経て設立した企業をいい、これらの企業は相応の過渡的な租税優遇政策を受けることができる。
- n 2007年3月17日から2007年12月31日までの期間に工商等の登記管理機関の登記を経て設立した企業は、2007年12月31日までは、これらの企業は現行の法律の規定に基づき企業所得税を納付し、2008年1月1日からは、これらの企業は「中華人民共和国企業所得税法」及び国务院の關係する規定を統一して適用し、過渡的租税優遇政策は受けない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://61.175.199.26/zcfg/display.asp?aid=4177&cid=0>

### I 中国国内で董事又は高級管理職を務める住所のない個人の個人所得税を計算する場合に適用する公式についての返答書

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国税函〔2007〕946号

【発布日】2007-08-31

【コメント】本返答書は、中国国内で住所のない個人が中国国内の企業の董事又は高級管理職(以下「企業の高級管理職者」という)を務めると同時に中国国内・外の職務を兼任しており、その人員が中国国内又は国外で受け取る当月の全部の報酬を国内又は国外の業務報酬へと合理的に帰属させることができない場合に、その給与賃金所得についての個人所得税をどのように計算するかという問題について明確にしたものである。具体的な内容は次の通りである。

**企业高管人员类型:**

1. 无税收协定(安排)适用的企业高管人员,在一个纳税年度中在中国境内连续或累计居住不超过 90 天的;
2. 按税收协定(安排)规定应认定为对方税收居民,但按税收协定(安排)及国税发(2004)97 号的有关规定应适用税收协定(安排)董事费条款的企业高管人员,在税收协定(安排)规定的期间在中国境内连续或累计居住不超过 183 天的。

以上人员适用公式为:

应纳税额=[当月境内外工资薪金应纳税所得额×适用税率-速算扣除数]×[当月境内支付工资/当月境内外支付工资总额]

**企业高管人员类型:**

1. 无税收协定(安排)适用,或按税收协定(安排)规定应认定为中国境内税收居民的企业高管人员,在一个纳税年度在中国境内连续或累计居住超过 90 天,但按财税字(1995)98 号的有关规定,在中国境内连续居住不满五年的;
2. 按税收协定(安排)规定应认定为对方税收居民,但按税收协定(安排)及国税发(2004)97 号的有关规定应适用税收协定(安排)董事费条款的企业高管人员,在税收协定规定的期间在中国境内连续或累计居住超过 183 天的。

以上人员适用公式为:

应纳税额=[当月境内外工资薪金应纳税所得额×适用税率-速算扣除数]×[1-当月境外支付工资/当月境内外支付工资总额×当月境外工作天数/当月天数]

**企业高管人员类型:**

无税收协定(安排)适用,或按税收协定(安排)应认定为中国境内税收居民的企业高管人员,在按财税字(1995)98 号的有关规定构成在中国境内连续居住满五年后的纳税年度中,仍在中国境内居住满一年的。

以上人员适用公式为:

应纳税额=当月境内外的工资薪金应纳税所得额×适用税率-速算扣除数

【相关法令全文】请点击以下网址查看:

关于在中国境内担任董事或高层管理职务无住所个人计算个人所得税适用公式的批复

[http://www.hzft.gov.cn/jpm/portal?action=infoDetailAction&eventSubmit\\_dolnfpolicy=dolnfpolicy&id=19870](http://www.hzft.gov.cn/jpm/portal?action=infoDetailAction&eventSubmit_dolnfpolicy=dolnfpolicy&id=19870)

关于在中国境内无住所的个人执行税收协定和个人所得税法若干问题的通知(国税发(2004)97号)

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20040809115318216>

**企業の高級管理職者のタイプ:**

1. 適用する租税協定(手配)のない企業の高級管理職者で、1 納税年度において中国国内で連続する又は累計する居住日数が 90 日を超えない場合。
2. 租税協定(手配)の規定に基づき相手国の租税住民であると認定されるべきだが、租税協定(手配)及び国税発[2004]97 号の関係規定に基づき租税協定(手配)の中の董事費用に関する条項を適用すべき企業の高級管理職者で、租税協定(手配)に定める期間において中国国内での連続する又は累計する居住日数が 183 日を超えない場合。

以上の人員が適用する公式は次の通り:

納税額=[当月の国内・外での給与賃金の課税所得額×適用税率-速算控除額]×[当月の国内で支給される給与/ 当月の国外で支給される給与の総額]

**企業の高級管理職者のタイプ:**

1. 適用する租税協定(手配)がないか、又は租税協定(手配)の規定に基づき中国国内の住民と認定されるべき企業の高級管理職者で、1 納税年度において中国国内で連続する又は累計する居住日数が 90 日を超えるが、财税字[1995]98 号の関係規定に基づき、中国国内での連続する居住日数が 5 年に満たない場合。
2. 租税協定(手配)の規定に基づき相手国の租税住民と認定されるべきだが、租税協定(手配)及び国税発[2004]97 号の関係規定に基づき租税協定(手配)の中の董事費用に関する条項を適用すべき企業の高級管理職者で、租税協定に定める期間における中国国内での連続する又は累計する居住日数が 183 日を超える場合。

以上の人員が適用する公式は次の通り:

課税額=[当月の国内・外での給与賃金の課税所得額×適用税率-速算控除額]×[1-当月の国外で支給される給与/ 当月の国内・外で支給される給与総額×当月の国外での労働日数/当月の日数]

**企業の高級管理職者のタイプ:**

適用する租税協定(手配)がないか、又は租税協定(手配)に基づき中国国内の租税住民と認定されるべき企業の高級管理職者で、财税字[1995]98 号の関係規定に基づき中国国内での連続する居住日数が 5 年、その後の納税年度において、中国国内での居住日数が 1 年に満たす場合。

以上の人員が適用する公式は次の通り:

納税額=当月の国内・外での給与賃金の課税所得額×適用税率-速算控除額

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。中国国内で董事又は高級管理職を務める住所のない個人の個人所得税を計算する場合に適用する公式についての返答書

[http://www.hzft.gov.cn/jpm/portal?action=infoDetailAction&eventSubmit\\_dolnfpolicy=dolnfpolicy&id=19870](http://www.hzft.gov.cn/jpm/portal?action=infoDetailAction&eventSubmit_dolnfpolicy=dolnfpolicy&id=19870)

中国国内に住所のない個人が租税協定及び個人所得税法を適用するにあたっての若干の問題についての通知(国税発[2004]97号)

<http://www.chinatax.gov.cn/view.jsp?code=20040809115318216>

关于在中国境内无住所的个人取得工资薪金所得纳税义务问题的通知（国税发〔1994〕148号）

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200309241006258628>

关于在华无住所的个人如何计算在华居住满五年问题的通知（财税字〔1995〕98号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998471.html>

中国国内に住所のない個人が取得する給与賃金所得の納税義務問題についての通知（国税発〔1994〕148号）

<http://www.chinatax.gov.cn/viewlaw.jsp?code=200309241006258628>

中国に住所のない個人の中国での居住期間満5年をどのように計算するのかについての通知（财税字〔1995〕98号）

<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480513/n480979/n554154/998471.html>

## I 招标投标挂牌出让国有建设用地使用权规定

【发布单位】国土资源部

【发布文号】国土资源部令第39号

【发布日期】2007-09-28

【实施日期】2007-11-01

【提示】根据该规定：

- n 在中国境内以招标、拍卖或者挂牌出让方式在土地的地表、地上或者地下设立国有建设用地使用权的，适用该规定。以招标投标挂牌方式租赁国有建设用地使用权的，参照该规定。
- n 工业（包括仓储，但不包括采矿）、商业、旅游、娱乐和商品住宅等经营性用地以及同一宗地有两个以上意向用地者的，应当以招标、拍卖或者挂牌方式出让。
- n 中国境内外的自然人、法人和其他组织，除法律、法规另有规定外，均可申请参加国有建设用地使用权招标投标挂牌出让活动。
- n 受让人依照国有建设用地使用权出让合同的约定付清全部土地出让价款后，方可申请办理土地登记，领取国有建设用地使用权证书；未按出让合同约定缴清全部土地出让价款的，不得发放国有建设用地使用权证书，也不得按出让价款缴纳比例分割发放国有建设用地使用权证书。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.mlr.gov.cn/pub/qtzyb/zwgk/zdgd/t20071009\\_83818.htm](http://www.mlr.gov.cn/pub/qtzyb/zwgk/zdgd/t20071009_83818.htm)

## I 国有建设用地使用权入札・競売・公示を通じて譲渡することについての規定

【発布機関】国土资源部

【発布番号】国土资源部令第39号

【発布日】2007-09-28

【施行日】2007-11-01

【コメント】本規定によると次の通りである。

- n 中国国内で入札、競売、公示による譲渡を通じて地表、地上又は地下に国有建設用地の使用権を設定する場合、本規定を適用する。入札、競売、公示による譲渡を通じて国有建設用地の使用権を賃貸する場合、本規定を参照する。
- n 工業（倉庫を含むが、採鉱は含まない）、商業、観光、娯楽、分譲住宅等の経営性用地及び同一の敷地に2つ以上の意向のある土地使用者は、入札、競売、又は公示を通じて譲渡しなければならない。
- n 中国国内・国外の自然人、法人及びその他組織は、法律や法規で別段の規定がある場合を除き、いずれも国有建設用地の使用権の入札、競売、公示による譲渡の参加申請を行うことができる。
- n 譲受人は国有建設用地の使用権譲渡契約の約定に従い、土地の譲渡価格の全額を支払った後、土地登記の手続を申請し、国有建設用地使用権証書を受け取ることができる。譲渡契約の約定どおりに土地譲渡価格の全額が支払われない場合、国有土地建設用地使用権証書を発給してはならず、譲渡価格の納付比率に基づき国有建設用地使用権証書を分割して発給してもいけない。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。

[http://www.mlr.gov.cn/pub/qtzyb/zwgk/zdgd/t20071009\\_83818.htm](http://www.mlr.gov.cn/pub/qtzyb/zwgk/zdgd/t20071009_83818.htm)

## I 关于进一步贯彻落实差别电价政策有关问题的通知

【发布单位】国家发展和改革委员会、财政部、国家电力监管委员会

【发布文号】发改价格〔2007〕2655号

【发布日期】2007-09-30

【提示】根据该通知：

- n 国家出台的对电解铝、铁合金和氯碱企业的电价优惠政策将取消；
- n 各地自行出台的对高耗能企业的优惠电价措施将被停止执行。

【法令全文】请点击以下网址查看：

[http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/11/content\\_773936.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/11/content_773936.htm)

### 【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、相关新信息

### I 中国将出台能耗国家标准

据中国国家标准化管理委员会官员透露，根据钢铁、有色、建材等行业的节能工作需要，中国正在制定 22 项高耗能产品能耗限额标准，抬高主要耗能行业新建项目门槛，淘汰行业落后生产能力，强令高耗能行业节能减排，这一标准预计 2007 年内就能发布实施。

（摘自 2007 年 09 月 25 日《外资信息》）

## I 違いある電力価格政策を更に貫徹して遂行するうえでの関係する問題についての通知

【発布機関】国家発展改革委員会、財政部、国家電力監督管理委員会

【発布番号】発改価格〔2007〕2655号

【発布日】2007-09-30

【コメント】本通知によると次の通りである。

- n 国が公布した電解アルミ、鉄合金及びクロロアルカリ企業に対する電力価格優遇政策は廃止する。
- n 各地が自ら公布したエネルギー消費の高い企業に対する優遇電力価格措置は執行が中止される。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

[http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/11/content\\_773936.htm](http://www.gov.cn/zwqk/2007-10/11/content_773936.htm)

### 【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、関連する新着情報

### I 中国はエネルギー消費についての国家基準を公布する予定である

中国国家标准化管理委員会の担当官が明かしたところでは、鋼鉄、有色、建材等の業界での省エネ作業の必要から、中国は 22 項のエネルギー消費の高い製品のエネルギー消費限度基準を制定中であり、主なエネルギー消費業種での新設プロジェクトのハードルを引き上げ、業種内での遅れた生産能力を淘汰し、エネルギー消費の高い業種の省エネ・排出削減を強制的に命令することになるが、この基準は 2007 年度中に公布施行されるもようである。

（2007 年 9 月 25 日付の「外資情報」より抜粋）

**I 上海市工商局推出支持浦东综合配套改革试点“工商八条政策”**

经国家工商总局正式批准授权，上海市工商局于2007年09月27日与浦东新区政府联合发布支持浦东综合配套改革试点的“工商八条政策”，并即日起将在浦东新区率先试行。“工商八条政策”主要包括：

- n 支持外商投资产业结构优化升级，支持外商投资企业向先进制造业、现代服务业、高新技术产业以及环保节能产业投资。
- n 支持要素市场机制体制创新，促进金融辅助产业、金融衍生产业健康发展。
- n 鼓励以多种出资方式在浦东新区投资设立企业，支持在浦东新区开展股权出资、债权转股登记试点。
- n 放宽企业集团登记和大型企业名称登记条件：
  - 集团母公司注册资本额达到3000万元人民币，集团母子公司注册资本总额达到5000万元人民币的，允许依法申请设立企业集团；
  - 在浦东新区登记注册的企业，注册资本达到5000万元人民币以上、经营活动分跨3个以上国民经济行业类别的，允许其在企业名称中不使用国民经济行业类别用语表述所从事的行业。
- n 支持浦东新区实施商标发展战略和驰名商标培育发展工作。
- n 同意授权浦东新区工商行政管理部门核准登记其管辖范围内的外国（地区）企业常驻代表机构、研发中心以及跨国公司地区总部。支持浦东新区推进外商投资企业网上登记，全面实现外商投资企业“网上申请、网上预审、一次办理、当场核准”。
- n 支持浦东新区推进政府行政管理体制改革，进一步推动社会诚信体系建设。
  - 企业年检申报时，对违法失信企业予以重点审查，及时纠正或查处违法行为；
  - 把被吊销营业执照但不办理注销手续的企业、没有践行承诺的企业、严重违法企业的法定代表人和自然人股东的不良记录信息纳入个人征信系统等。

（摘自2007年09月27日上海市工商行政管理局网站）

**I 上海市工商局は浦東総合関連改革試行の「工商八条政策」の支持を推進する**

国家工商総局より正式に認可授権されたことを受け、上海市工商局は2007年9月27日に浦東新区政府と共同で浦東総合関連改革試行の「工商八条政策」支持を表明し、即日より浦東新区にて率先して試行を開始した。「工商八条政策」には主に次の事項が含まれる。

- n 外商投資産業構造最適化のグレードアップを支持し、外商投資企業の先端的製造業、近代的サービス業、ハイテク産業及び環境保護・省エネ産業への投資を支持する。
- n 生産要素市場メカニズム体制の革新を支持し、金融補助産業、金融派生商品産業の健全な発展を促進する。
- n 複数の出资方式を通じて浦東新区に投資し企業を設立することを奨励し、浦東新区での株式所有権出資、債権の株式所有権への転化登記試行を支持する。
- n 企業グループの登記と大型企業の名義登記の条件を緩和する。
  - グループ親会社の登録資本金額が3000万人民币に達した場合、グループの親会社と子会社の登録資本金総額が5000万人民币に達した場合、法に基づき企業グループの設立申請を認める。
  - 浦東新区に登記登録した企業は、登録資本金が5000万人民币以上に達し、経営活動が3つ以上の国民経済業種分類に跨った場合、企業名称中に国民経済業種分類用語にいう取扱業種を使用しないことを認める。
- n 浦東新区が商標発展戦略及び驰名商标標育成発展作業を実施することを支持する。
- n 浦東新区工商行政管理部门に対し、その管轄範囲内の外国（地区）企業の常駐代表機構、R&Dセンター及び多国籍企業の地域本部を登記する権限の付与に同意する。浦東新区が外商投資企業のオンライン登記を推進し、外商投資企業の「オンライン申請、オンライン仮審査、一回限りの手続、その場での認可」を全面的に実現することを支持する。
- n 浦東新区が政府行政管理体制改革を推進し、社会の誠実信用体制の構築を更に推し進めることを支持する。
  - 企業の年度検査申告の際、違法企業に対し重点的な検査を行い、違法行為を遅滞なく是正又は取り締まる。
  - 営業許可証を没収されたが取り消し手続を行わない企業、承諾を履行しない企業、著しい違法のある企業の法定代表者及び自然人の株主の不良記録情報は個人信用システムに組み入れるなど。

（2007年9月27日付の上海市工商行政管理局ウェブサイトより抜粋）

## I 关于工商行政处罚程序与听证程序的新规定

国家工商行政管理总局于2007年09月04日通过了《工商行政管理机关行政处罚程序规定》(以下称“《处罚规定》”)、《工商行政管理机关行政处罚案件听证规则》(以下称“《听证规则》”)两部规章,该两部规章均已于2007年10月01日起施行。这两部规章在工商行政管理机关实施行政处罚的程序上作出了一些新规定,旨在进一步规范工商行政管理机关的执法行为。本文从当事人(律师注:当事人在本文中是指行政行为中工商行政管理机关的对立方或第三方)的角度,就需要注意的几个新问题作一简要介绍。

### 一、 关于工商处罚案件的处理期限

《行政处罚法》等以往相关法律规定并没有对行政处罚案件的立案以及作出行政处罚决定的期限作出统一的规定,因此,实践中工商处罚案件久拖不决的现象非常严重。

《处罚规定》规定,除了当场作出处罚决定的适用简易程序的案件外,适用一般程序处理的工商处罚案件应当“七个工作日内予以核查,并决定是否立案;特殊情况下,可以延长至十五个工作日内决定是否立案”;“自立案之日起九十日内作出处理决定;案情复杂,不能在规定期限内作出处理决定的,经工商行政管理机关负责人批准,可以延长三十日;案情特别复杂,经延期仍不能作出处理决定的,应当由工商行政管理机关有关会议集体讨论决定是否继续延期。”

虽然《处罚规定》留有了延期的余地,但是其中首次出现了处理工商处罚案件的期限的明确要求,延期需要办理相应的批准手续,因此,当事人有了要求工商行政管理机关在期限内处理案件的依据。不过需要注意,案件处理过程中听证、公告和鉴定等时间不计入案件办理期限。

### 二、 关于告知投诉人、举报人、申诉人的义务

当事人的合法权益受到不法经营者的侵害(对企业来说,如产品假冒、商标侵权等不正当竞争行为),除了通过民事诉讼的途径之外,有权通过消费者权益保护组织投诉或直接向工商行政管理机关申诉;即使在没有直接受到侵害的情形下,对有不法经营嫌疑的行为也有权向工商行政管理机关举报。以往,工商行政管理机关没有对不法经营行为进行查处的,投诉人、举报人、申诉人也可以以工商行政管理机关“不作为”为由提起行政复议或

## I 工商行政处罚手续および聴聞手続についての新规定

国家工商行政管理总局は2007年9月4日に「工商行政管理機関行政処罰手続規定」(以下「『処罰規定』』という)、「工商行政管理機関処罰事案聴聞規則」(以下「『聴聞規則』』という)の2つの規章を可決した。この2つの規章はいずれも2007年10月1日から施行されている。この2つの規章は工商行政管理機関が行政処罰を実施する手続において新たな規定をいくつか設けており、その目的は工商行政管理機関の法執行行為を更に規範化することにある。本文では当事者(筆者注:当事者とは本文中では行政行為の中での工商行政管理機関の対立側又は第三者をいう)の視点から、注意すべき幾つかの点について簡潔に紹介する。

### 一、 工商による事案処罰の処理期限について

「行政処罰法」等のこれまでの係る法律規定では行政処罰する事案の立件および行政処罰の決定を下す期限についての統一的な規定は設けられていなかったため、実践の中では工商により処罰される事案が長い間引き延ばされて確定しないといった現象が非常に深刻であった。

「処罰規定」では、その場で処罰決定を下す簡易手続を適用する事案のほかは、一般の手続を適用して処理する工商処罰事案は「七業務日以内に調査確認し、立件するかどうかを決定し、特殊な状況においては、立件するかどうかの決定を十五業務日以内に延長できる」、「立件した日から九十日以内に処理決定を下し、事案のいきさつが複雑で、定めた期限までに処理決定を下すことができない場合、工商行政管理機関の責任者の認可を受けたうえで、三十日までに延長することができる」、事案のいきさつが特別に複雑であって、延期しても尚処理決定を下すことができない場合、工商行政管理機関の関係する会議集団討論を経て更に延期するかどうかを決定しなければならない。」こととなっている。

「処罰規定」では延期という余地を残してはいるが、その中で工商が処罰する事案を処理する場合の期間について初めて明確な要求が出されており、延期するためには相応の認可手続きを行う必要があることから、当事者は工商行政管理機関に対し期限内に事案を処理するよう求めるうえでの根拠があることになった。ただし、事案の処理過程での聴聞、公告、鑑定等の時間は事案の処理期間には計上されない点に注意する必要がある。

### 二、 苦情申立人、通報人、申立人を告知する義務について

当事者の合法的な權益が不法な經營者の侵害(企業の場合は、製品の模造、商標権侵害などの不正競争行為)を受けた場合、民事訴訟の手段を通じるほか、消費者權益保護組織を通じて苦情を申立てるか、又は工商行政管理機関に直接申立てることができる。たとえ直接に侵害を受けていない場合であっても、不法な經營の嫌疑がある行為に対しては、工商行政管理機関に通報することもできる。これまで、工商行政管理機関は不法經營行為に対し取締りをしていなかった場合、苦

诉讼。但是，实践中认定工商行政管理机关的“不作为”非常困难。

《处罚规定》规定了立案和调查终结后工商行政管理机关对投诉人、举报人、申诉人的告知义务。“对于不予立案的投诉、举报、申诉，经工商行政管理机关负责人批准后，由办案机构将结果告知具名的投诉人、申诉人、举报人”；“工商行政管理机关对投诉、举报、申诉所涉及的违法嫌疑人作出行政处罚、不予行政处罚、销案、移送其他机关等处理决定的，应当将处理结果告知被调查人和具名投诉人、申诉人、举报人。”

因此，律师认为，为了督促工商行政管理机关制止侵害当事人权益的不法经营行为，投诉、举报或申诉时应当具名，并且及时要求工商行政管理机关就投诉、举报或申诉的处理情况履行告知义务。

### 三、关于听证程序

近年来，听证在各类行政行为中起到的作用越来越大。例如，2004年07月01日起施行的《行政许可法》中规定，实施听证的，行政机关应当依据听证笔录作出行政许可。虽然1996年开始施行的《行政处罚法》没有就听证笔录和处罚决定之间的关系作出明确规定，但是，听证是当事人行使陈述、申辩和质证权利的重要程序。而且，根据相关统计资料，许多行政处罚案件经过听证改变了行政机关原先拟定的处罚决定。

《听证规则》对以下问题作出了新的规定，律师认为，当事人应当注意这些规定，积极有效地利用这一程序，保障自身行使陈述、申辩和质证的权利。

#### 1. 申请听证的范围

根据《行政处罚法》等以往相关法律规定，行政机关作出“责令停产停业、吊销许可证或者执照、较大数额罚款”等行政处罚决定之前，应当告知有要求举行听证的权利，但没有规定对“没收违法所得”的处罚可以申请听证。实践中，有时罚款金额并不大，但“违法所得”的金额却是巨大的，如果罚款的金额在申请听证的法定金额之下，即使被没收的违法所得金额巨大，当事人也往往会失去听证的机会。《听证规则》在上述三种情形之外，增加了“没收违法所得和非法财物”达到较大数额的情形，在制度上弥补了这一缺陷。

关于上述的“较大数额”，《听证规则》采用与行政处罚中的罚款一致的金額标准。以往的规定是，公民被处以5000元、法人或者其他组织被处

情申立人、通報人、申立人は工商行政管理機關の「不作為」を理由に行政復議又は訴訟を提起することもできる。ただし、実践の中で工商行政管理機關の「不作為」を認定することは非常に困難である。

「処罰規定」は、立件と調査終結後に工商管理機關が苦情申立人、通報人、申立人に対し告知する義務を次のように規定している。「立件しない苦情申立、通報、申立については、工商行政管理機關の責任者の認可を受けた後、事案処理機關が結果を署名した苦情申立人、申立人、通報人に告知する」、「工商行政管理機關が苦情申立、通報、申立の中で言及された違法行為の容疑者につき行政処罰を行う、行政処罰をしない、事案取消、その他の機関への移送といった処理決定を下す場合、処理結果を被調査人および署名した苦情申立人、申立人、通報人に告知しなければならない。」

以上から、工商行政管理機關が当事者の權益を侵害する不法な經營行為を阻止することを促進するためにも、苦情申立、通報、又は申立の際には署名をするべきであり、同時に工商行政管理機關に対し、苦情申立、通報、又は申立の処理状況について告知義務を履行するよう遅滞なく要求するべきであると筆者は考える。

### 三、聽聞手續について

最近になって、聽聞が各種の行政行為の中で果たす役割はますます大きくなってきた。例をあげると、2004年7月1日より施行された「行政許可法」の中では、聽聞を実施する場合、行政機關は聽聞記録に基づき行政許可を下すものと定めている。1996年から施行された「行政処罰法」では聽聞記録と処罰決定との関係については明確な規定を設けていないが、聽聞は当事者が陳述、答弁、反対尋問の権利を行使するうえでの重要な手續である。しかも、関係する統計資料によれば、行政処罰事案の多くが聽聞を経て行政機關が当初定めた処罰決定を覆している。

「聽聞規則」は次の事項について新たな規定を設けているが、当事者はこれらの規定に注意し、この手続きを積極的かつ有効に活用することで、自己の陳述、答弁、反対尋問の権利を行使できるようにすべきであると筆者は考える。

#### 1. 聽聞請求の範圍

「行政処罰法」などのこれまでの関係する法律規定によると、行政機關が「生産營業停止の命令、營業許可証又は免許の没収、高額の罰金」などの行政処罰決定を下す前に、聽聞を行うよう求める権利があることを告知しなければならないが、「違法所得の没収」の処罰については聽聞を請求できるという規定はなかった。実践においては、罰金の金額は大きくはないが、「違法所得」の金額は巨額な場合には、罰金の金額は聽聞を請求する法定金額以下であるときには、没収される違法所得金額は巨額であっても、当事者が聽聞の機会を失うことが多かった。「聽聞規則」は上述の3通りの状況のほか、「没収する違法所得と不法財物」が一定の高額な水準

以 5 万元以上罚款，才能申请听证；《听证规则》则规定，公民被处以 3000 元、法人或者其他组织被处以 3 万元以上罚款，或者被“没收违法所得和非法财物”达到前述金额，即可申请听证。

## 2. 听证权利的告知事项

《听证规则》规定，“向当事人告知听证权利时，应当告知当事人拟作出行政处罚的事实、理由、依据和处罚内容”。

根据《行政处罚法》的规定，“行政机关在作出行政处罚决定之前，应当告知当事人作出行政处罚决定的事实、理由及依据”，没有提到“处罚内容”。因此，据律师了解，在实践中经常发生这样的现象，即，工商行政管理机关在告知听证权利时，对拟作出的处罚的具体裁量内容不明确告知，只是引用作为处罚依据的法律条文中明确规定的罚则，如“处 XX 万元以下罚款”，只在最后的处罚决定书中明确处罚的具体裁量结果。

《行政处罚法》规定，“行政机关不得因当事人申辩而加重处罚”。律师认为，如果行政机关在当事人申辩之前不对处罚作出具体裁量，这一原则的实现将很难得到保障。而且，裁量是否合理也应该是听证程序中争议的内容。因此，根据《听证规则》，在处罚决定作出前的告知听证权利的阶段，工商行政管理机关就应当明确处罚的具体裁量内容，否则，当事人有权要求工商行政管理机关予以明确。

国家工商行政管理总局制定《处罚规定》和《听证规则》是规范工商行政管理机关执法的一个积极信号，作为被管理者，企业和公民也应当主动利用该等规定，维护自身的合法权益。

### 备注：

请点击以下网址，查看相关文件的全文内容：

《工商行政管理机关行政处罚程序规定》  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914\\_23979.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914_23979.htm)  
《工商行政管理机关行政处罚案件听证规则》  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914\\_23980.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914_23980.htm)

（里兆律师事务所 2007 年 10 月 12 日整理编写）

に達する場合の状況を追加しており、制度上の欠陥を補った。

上述の「高額」について、「聴聞規則」は行政処罰における罰金と同じ金額基準を採用している。これまでの規定では、公民は 5000 元、法人又はその他組織は 5 万元以上の罰金を科されたときだけに聴聞を請求できた。「聴聞規則」は、公民は 3000 元、法人又はその他組織は 3 万元以上の罰金を科されたとき、又は「没收違法所得および不法財物」が前述の金額に達した場合に聴聞の請求ができると規定している。

## 2. 聴聞の権利の告知事項

「聴聞規則」は、「当事者に聴聞の権利を告知する場合、当事者に対し、下される行政処罰の事実、理由、根拠および処罰内容を告知しなければならない」と規定している。

「行政処罰法」の規定によると、「行政機関は行政処罰の決定を下す前に、当事者に対し行政処罰の決定を下す事実、理由および根拠を告知しなければならない」とされており、「処罰内容」には言及されていない。したがって、筆者が把握している限りでは、実践において工商行政管理機関が聴聞の権利を告知する際に、下される処罰の具体的な判断内容については明確に告知せず、処罰の根拠となる法律条文中で明確に定められている「××万元以下の罰金を科す」などの罰則だけを引用し、最後の処罰決定書の中でだけ処罰の具体的な裁量結果を明確にするといった現象がよく発生している。

「行政処罰法」は、「行政機関は当事者の答弁を理由に処罰を重くしてはならない」と定めている。もしも行政機関が当事者の答弁の前に処罰に対する具体的な判断を出さないとした場合、この原則が実現されることはなかなか保障されないであろうと考える。また、判断が合理的かどうかは聴聞手続中に争われる内容であるはずだから、「聴聞規則」に基づき、処罰決定が下される前の聴聞の権利を告知する段階において、工商行政管理機関は処罰の具体的内容を明確しておくべきであり、さもなければ、当事者は工商行政管理機関にそれを明確にするよう要求することができると筆者は考える。

国家工商行政管理総局が「処罰規定」と「聴聞規則」を制定したことは工商行政管理機関の法執行を規範化するうえでの積極的な姿勢の兆候であり、管理を受ける側として、企業と公民もこれらの規定を自主的に活用し、自己の合法的な権利を守るべきであろう。

### 備考：

下記 URL をクリックし、関係する文書の全文をご覧ください。  
「工商行政管理機関行政処罰手続規定」  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914\\_23979.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914_23979.htm)  
「工商行政管理機関行政処罰事案聴聞規則」  
[http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914\\_23980.htm](http://gsyj.saic.gov.cn/wcm/WCMData/pub/saic/sjpdq/sjpd/nsjq/fgs/gzdt/t20070914_23980.htm)

（里兆法律事務所が 2007 年 10 月 12 日付で作成）